

議 第 171 号

令和 5 年 9 月 4 日提出

熊本市自治基本条例の一部改正について

熊本市自治基本条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市自治基本条例の一部を改正する条例

熊本市自治基本条例（平成 21 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条第 2 項中「男女」を「地域社会を構成する多様な市民」に改める。

第 32 条第 1 項中「より、」の次に「防災、福祉、環境等の」を加え、同条第 2 項中「自覚し」を「自覚するとともに、多様な文化的背景を踏まえつつ」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項中「災害等の発生に備える」を「一人ひとりが災害等の発生に備え、物資等の備蓄や近隣の者との協力関係の構築に努める」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

（提出理由）

多様な市民の参画等の推進を明確化するとともに、防災等に関する規定を拡充するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本市自治基本条例（平成21年条例第37号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
第1条 【略】 （定義） 第2条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。 (1) 住民 本市の区域内に住所を有する者をいいます。 (2) 市民 次のいずれかに該当するものをいいます。 ア 住民 イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者 ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体（以下「事業者、地域団体、市民活動団体等」といいます。） (3)～(9) 【略】 第3条～第26条 【略】 （参画の原則） 第27条 市民、市議会及び市長等は、参画による市政・まちづくりに取り組みます。 2 参画による市政・まちづくりは、<u>地域社会を構成する多様な市民</u>が共同して取り組みます。 第28条～第31条 【略】 （地域コミュニティ活動） 第32条 市民は、市民相互の協働により、<u>防災、福祉、環境等の</u>身近な地域の課題を解決していくとともに、社会を多様に支え合う	第1条 【略】 （定義） 第2条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。 (1) 住民 本市の区域内に住所を有する者をいいます。 (2) 市民 次のいずれかに該当するものをいいます。 ア 住民 イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者 ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体（以下「事業者、地域団体、市民活動団体等」といいます。） (3)～(9) 【略】 第3条～第26条 【略】 （参画の原則） 第27条 市民、市議会及び市長等は、参画による市政・まちづくりに取り組みます。 2 参画による市政・まちづくりは、<u>男女</u>が共同して取り組みます。 第28条～第31条 【略】 （地域コミュニティ活動） 第32条 市民は、市民相互の協働により、<u> </u>身 近な地域の課題を解決していくとともに、社会を多様に支え合う	改正素案の「次のいずれかに該当するもの（<u>外国の国籍を有する者を含む。</u>）」は取り入れず、現行の条文のままとしたもの。 「性別」に着目した文言ではなく、性の多様性に配慮した表現とするとともに、性的少数者だけでなく、外国人や障がい者、未成年者等の参画が比較的難しいとされる方々も参画に取り組む主体であるということを示すため、改正するもの。 地域課題の具体例を記載し、市民が協力して取り組む地域課題をイメージしやすくすることにより、地域コミュニティ活動の推進を図るとともに、地域課題の具体例に「防災」を加えることで、「共助」の

自主的で自立的な地域のコミュニティ活動（以下「地域コミュニティ活動」といいます。）を推進するよう努めます。 2 市民は、地域コミュニティ活動を行うに当たっては、思いやりとふれあいのある住みよい地域となるよう、自らの役割を<u>自覚するとともに、多様な文化的背景を踏まえつつ</u>、互いを十分に尊重しながら進めることとします。 3 市長等は、市民による地域コミュニティ活動が推進されるよう支援します。 第33条～第36条 【略】 第36条の2 市民は、日頃から<u>一人ひとりが災害等の発生に備え、物資等の備蓄や近隣の者との協力関係の構築に努める</u>とともに、災害等の発生時には、相互に助け合うよう努めます。 2 市長等は、市民及び関係機関との連携、協力及び相互支援のもと、災害等から市民の生命、身体及び財産の安全を確保するよう、危機管理体制の構築に努めるとともに、災害等の発生時には迅速かつ的確に対応します。 3 市民、市議会及び市長等は、協働により災害等からの復旧復興に取り組みます。 第37条～第42条 【略】	自主的で自立的な地域のコミュニティ活動（以下「地域コミュニティ活動」といいます。）を推進するよう努めます。 2 市民は、地域コミュニティ活動を行うに当たっては、思いやりとふれあいのある住みよい地域となるよう、自らの役割を<u>自覚し</u>、互いを十分に尊重しながら進めることとします。 3 市長等は、市民による地域コミュニティ活動が推進されるよう支援します。 第33条～第36条 【略】 第36条の2 市民は、日頃から<u>災害等の発生に備える</u>とともに、災害等の発生時には、相互に助け合うよう努めます。 2 市長等は、市民及び関係機関との連携、協力及び相互支援のもと、災害等から市民の生命、身体及び財産の安全を確保するよう、危機管理体制の構築に努めるとともに、災害等の発生時には迅速かつ的確に対応します。 3 市民、市議会及び市長等は、協働により災害等からの復旧復興に取り組みます。 第37条～第42条 【略】	取組を推進するため、改正するもの。 市民が地域コミュニティ活動を行う際には、互いの文化的な違いを尊重し合い、対等な関係を築こうとする「多文化共生」の概念を持って互いを十分に尊重しながら協力し合うことが必要であるため、改正するもの。 現行の条文においては、災害等の発生に対する日頃からの備えを「自助」、「共助」いずれか一方の取組のみによるものと誤解を招くおそれがあることから、条文中に「自助」、「共助」の具体例をどちらも記載することにより、その両方について努めて取り組む必要があることを示すため、改正するもの。
--	--	---

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。